5 移動等円滑化に関する事項

5.1 移動等円滑化に関する主な基準等

国が定める移動等円滑化基準や整備ガイドライン、東京都や区の条例など、以下に示す移動等円滑化に関する主な基準等を踏まえて、バリアフリー化を推進します。

表 8 移動等円滑化に関する主な基準等

種別	項目	名称	所管等/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和 6 年 12 月改正
	道　路	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準（道路移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和 3 年 3 月改正
		移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 令和 3 年 1 月改正
	公　園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和 6 年 11 月改正
	建築物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省【政令】 令和 6 年 6 月改正
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）	国土交通省【省令】 令和 6 年 11 月改正
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 令和 5 年 3 月
	駐車場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和 6 年 9 月
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕	国土交通省 令和 7 年 9 月改訂
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕	国土交通省 令和 7 年 9 月改訂
		公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔役務編〕	国土交通省 令和 7 年 9 月改訂
		駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン	国土交通省 令和 4 年 7 月
	道　路	道路の移動等円滑化に関するガイドライン	国土交通省 令和 6 年 1 月改定
	公　園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 令和 4 年 3 月改訂
	建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 令和 7 年 5 月改訂
	駐車場	車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン	国土交通省 令和 5 年 3 月
	教育啓発	教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン	国土交通省 令和 4 年 3 月

種別	項目	名称	所管等/作成年月
条例等	公共交通・道路・公園・建築物等	東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	東京都 令和5年10月改訂
	道　路	都道における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 令和3年10月改正
	公　園	東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 令和7年3月改正
	建築物	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）	東京都 令和7年3月改正
	交通安全	東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例	東京都 令和5年6月改正
	駐車場	東京都駐車場条例	東京都 令和4年3月改正
		障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン	東京都 平成25年8月
	情報提供・コミュニケーション	文京区手話言語条例	文京区 令和6年3月
		文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例	文京区 令和6年3月

５.２ 移動等円滑化に向けた配慮事項

旧基本構想では、高齢者や障害者等を含む全ての人が利用しやすい施設の整備に向けて、アンケートやワークショップ、地域懇談会を実施し、区民から現状の課題や意見等を収集し、その中から特に要望が多かった内容を施設ごとに「移動等円滑化に向けた配慮事項」として整理しました。

また、旧基本構想の中間評価（令和5年3月）では、中間評価時点までの取組やガイドラインの改定等を踏まえ、「移動等円滑化に向けた配慮事項」の内容を更新しています。

新たなバリアフリー基本構想の検討にあたり、近年の関連法令等やガイドラインの改定、旧基本構想の最終評価で実施したアンケートや地域懇談会における区民の意見等を踏まえ、「移動等円滑化に向けた配慮事項」の内容を更新しました。

施設整備においては、構造上の制限や整備財源等、さまざまな課題がありますが、可能な限りこれらの配慮事項を踏まえた整備が望ましいため、「移動等円滑化に向けた配慮事項」の内容を関係事業者に周知することで、それぞれの事業推進の中で取組を実施していただけるよう働きかけていきます。

※1）配慮事項は区民意見等を基に整理しており、関連ガイドラインに示された整備水準を考慮しておりません。
※2）オレンジ色で示した内容は旧基本構想の中間評価において更新したもの、青字は今回の改定において更新したものです。

5.2.1　公共交通の移動等円滑化

（１）旅客施設（鉄道駅）

項目	共通の配慮事項
①通路	出入口から各ホームまでのバリアフリー化された経路を**複数**確保するとともに、他の経路と比べて極端に遠回りにならないようにする（乗換時も同様）。
	動線が錯綜する通路では、視覚障害者が安心して移動できる誘導経路を確保（**輝度比が確保された**視覚障害者誘導用ブロックの配置）する。
②上下移動	階段は、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。
	エレベーターは、障害者が利用しやすい構造とする（十分な広さ、開延長ボタン、車いす使用者対応操作ボタン、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など）。
	エスカレーターは、上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置する。
③ホーム	転落防止のため、ホームドアや可動式ホーム柵、又は内方線付点状ブロックを設置する。**※全駅対応済み**
	ホームの幅員が狭い箇所には、車いす使用者や視覚障害者に配慮した注意喚起や安全対策を実施する。
	ホームと車両の隙間や段差は、できる限り小さくする。
	乗降位置を表示するとともに、視覚障害者がわかりやすい位置に点字を貼付する。
	乗降や移動を妨げない位置に配慮し、ベンチを設置する。
	視覚障害者や高齢者に配慮した適切な照度を確保する。
④券売機等	車いす使用者でも近づきやすいよう蹴込みを設け、タッチパネルが見やすい（反射しない）券売機等を設置する。
	特に無人改札口では、職員等とやりとりができるように、インターホンを設置し、視覚障害者がその位置をわかるように音声案内を設置する。
	特に無人改札口では、インターホン等を活用できない聴覚障害者等へ適切な方法で対応する。
⑤トイレ	車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、**大型ベッド、着替え台、開閉しやすい扉、**わかりやすいボタン配置など）。
	車いす使用者用トイレを2箇所以上設置する場合は、左右反転タイプの便座を用意するなど、左麻痺・右麻痺などの利用者に配慮する。
	異性介助や性的マイノリティへの配慮の観点から、男女共用トイレを整備することが望ましい。
	車いす使用者用トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレに広めの個室や乳幼児用設備（ベビーチェアや幼児用便座など）**、オストメイト対応設備**を設置する。
	車いす使用者用トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、車いす使用者や高齢者等の利用に配慮し、低い位置に設置する。
	壁や手すり等の色にコントラストを設けることにより、弱視者等が空間把握しやすいように配慮する。
	非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。

項目	共通の配慮事項
⑥案内設備・情報のバリアフリー	バリアフリー化された経路や乗継経路、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどの活用・多言語化された大きくわかりやすい案内表示を設ける。
	駅のウェブサイトがある場合は、ウェブアクセシビリティに配慮するとともに、駅構内の案内やバリアフリー設備等の情報提供を行う。
	エスカレーターによる経路が連続していない場合(途中から階段による上下移動が必要となる場合)は、あらかじめその旨がわかるように経路の端部に案内を掲示する。
	改札口やトイレ、エスカレーター等に音声案内を設置する。また、駅構内やトイレの配置がわかる触知案内図を設置する。
	サインの情報内容や表現方法、設置位置がわかりやすいように配慮するとともに、可変式情報表示装置を設置し、緊急時等の情報をタイムリーに伝達できるようにする。
	エレベーターや車いす使用者用トイレでは、障害者等が優先的に利用できるように配慮する(案内の表示など)。
⑦役務の提供（人的・ICT対応）	職員による案内やサポートなどの対応を充実する。
	手話対応が可能な職員の配置や遠隔手話等のサービスを活用する。
	音声・文字情報など多様な手段に対応した ICT の利用により適切な支援を行う。
	筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。
⑧教育啓発・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応や障害の社会モデルへの理解について職員の教育を実施する。
	駅や車両利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。

● 参考:旅客施設のバリアフリー化

ホームドア

可動式ホーム柵

スマホでインターホン

みえるアナウンス

（2）バス

項目	共通の配慮事項
①車両	ノンステップ化や車いす使用者・ベビーカー利用者が利用しやすい広めの乗降口の確保など、バリアフリー化された車両への代替を促進する。
②バス乗降場・停留所	バス停へのベンチ・上屋の設置や十分な待合スペースを確保する。（道路管理者との連携）
	バスが正着（停留所に寄せてまっすぐ停車）しやすく、車両との段差が生じない構造に改良する。（道路管理者との連携）
③案内設備・情報のバリアフリー	バス乗降場や停留所における案内を充実する（わかりやすい路線図・乗継案内、ノンステップバス運行の表示、多言語表記など）。
	バス接近表示システムの導入（音声案内・電光表示）を促進する。
④役務の提供（人的・ICT対応）	バス停への正着やニーリング（車両を傾けて段差を緩和する）を徹底する。
	筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。
⑤教育啓発・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応や障害の社会モデルへの理解について乗務員の教育を実施する。
	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。

● 参考：バスのバリアフリー化

ノンステップバス

バリアフリー化されたバス停留所

（3）タクシー

項目	共通の配慮事項
①車両	車いす使用者等も利用できる福祉タクシー・ユニバーサルデザインタクシーの導入を促進する。
②役務の提供（人的・ICT対応）	筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。
③教育啓発・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応や障害の社会モデルへの理解について乗務員の教育を実施する。

5.2.2　道路の移動等円滑化

（1）歩道のある道路

項目	共通の配慮事項
①整備	歩道の大規模改良・更新時に移動等円滑化基準に適合した道路整備を行うとともに、コミュニティ道路整備を進めるなど、歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。
	車両乗入れ部や交差点部における歩道内の勾配をゆるくする。
	バス停留所を設置する歩道は、バスに円滑に乗降できる高さとし、輝度比が確保された視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、十分な待合スペースを確保する。（バス事業者と連携）
	車いす使用者やベビーカー利用者が移動しやすい舗装を行う。
	歩車道境界ブロックは、視覚障害者が認識でき、車いす使用者が円滑に通行できるものにする。
	歩車道境界やバス停留所、生活関連施設を中心に、移動の連続性に配慮し、輝度比が確保された視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。（関係事業者と連携）
	管理者が異なる道路の境界部等で、視覚障害者誘導用ブロックが断絶しないように整備する。（関係事業者と連携）
	歩行者の通行が想定される場所の側溝のフタ（グレーチング）などは、白杖や車いす使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。
	歩行者等の通行の支障とならない範囲で、日陰を確保したり、ベンチ等の休憩施設の設置に努める。
	歩道の安全性を高めるため、自転車ネットワーク路線の通行空間整備を推進する。
②安全対策	電柱や街灯、案内サイン等の占用物件や付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。
	長く続く坂道では、車いす使用者等が安心して滞留できるスペース（平坦な踊り場等）や高齢者等が休憩できるお休み石の設置に努める。
③案内設備・**情報のバリアフリー**	生活関連経路上の主要な箇所（駅周辺、主要交差点、生活関連施設付近の交差点など）に、多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置に努める（必要に応じて点字表示・音声案内・多言語化など）。
	エレベーターやスロープなどの案内は、ピクトグラム等を活用し、大きくわかりやすいものを設置する。
④維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。
	工事中や仮復旧中も多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保や凹凸の除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。
⑤**教育啓発**・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物件への指導を行い、適切な機能を確保する。
	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。（交通管理者と連携）
	道路利用者に対して、助け合いの意識を喚起する標識や勾配に関する案内の設置に努める。

（２）歩道のない道路

項目	共通の配慮事項
①整備	コミュニティ道路整備を進めるなど、歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。
	歩行者の通行が想定される場所の側溝のフタ(グレーチング)などは、白杖や車いす使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。
	バス停留所を設置する道路は、安全な待合空間を確保する。(バス事業者と連携)
	自転車ネットワーク路線の通行空間整備を推進する。
②安全対策	路側帯の拡幅や平坦化、ガードレール等の設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。(交通管理者と連携)
	電柱や街灯、案内サイン等の占用物件や付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。
	長く続く坂道では、滑りにくい舗装に配慮するとともに、必要に応じて2段手すりの設置などを検討する。
③案内設備・情報のバリアフリー	生活関連経路上の主要な箇所(生活関連施設付近の交差点など)に、多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置に努める(必要に応じて点字表示・音声案内・多言語化など)。
④維持管理	舗装や案内設備などの適切な維持管理に配慮する。
	工事中や仮復旧中も多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保や凹凸の除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。
⑤教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物件及び植栽の枝などへの指導を行い、適切な機能を確保する。
	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。(交通管理者と連携)
	道路利用者に対して、助け合いの意識を喚起する標識や勾配に関する案内の設置に努める。

● 参考：道路のバリアフリー化(国土交通省資料、文京区ホームページなど)

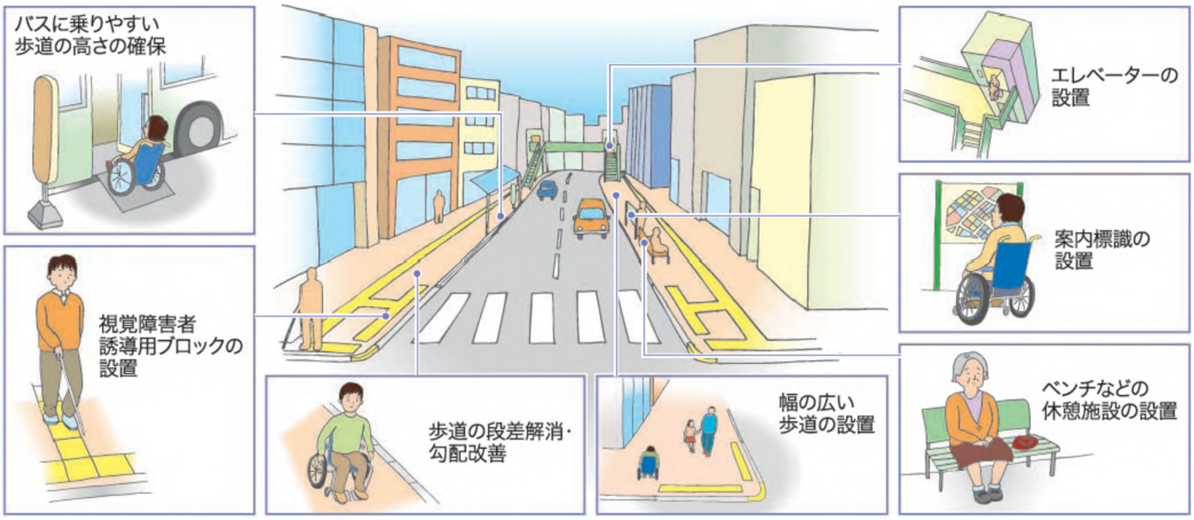

バリアフリー化された歩道

コミュニティ道路(歩道あり)

コミュニティ道路(歩道なし:路面表示)

コミュニティ道路(歩道なし:路面表示)

コミュニティ道路(歩道なし:狭さく)

急な坂道への手すりの設置

助け合いの意識を喚起する標識
(坂道)

5.2.3　信号機等の移動等円滑化

項目	共通の配慮事項
①信号機等	生活関連経路上の信号交差点には、バリアフリー化された信号機（音響式や経過時間表示式、高度化PICS対応型信号機など）を設置するとともに、付帯機材の位置に配慮する。
	主要な交差点や複雑なかたちの交差点において、エスコートゾーンの設置を検討する。
	高齢者、障害者が安全に横断できるよう、適切な青時間を確保する（歩行者用青信号の延長など）。
	標識、標示の高輝度化や信号機のLED化により見やすさを向上する。
②安全対策	【歩道のない生活道路】 路側帯の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。（道路管理者と連携）
	違法駐車の取締りや防止についての広報・啓発を推進する。
③維持管理	信号機やエスコートゾーン等の適切な運用・維持管理に配慮する。
④教育啓発・心のバリアフリー	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。（道路管理者と連携）

● 参考：信号機等のバリアフリー化（国土交通省資料、警察庁資料など）

エスコートゾーン

経過時間表示式信号機

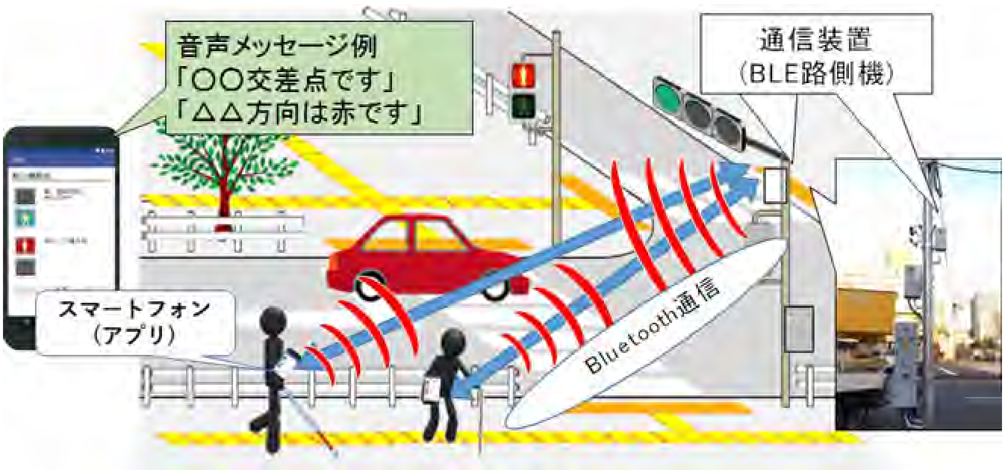

高度化 PICS 対応型信号機

5.2.4　建築物の移動等円滑化（駐車場を含む）

項目	共通の配慮事項
①出入口・敷地内通路	道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するとともに、歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続し、輝度比が確保された視覚障害者誘導用ブロックを設置する。
	主要な出入口は自動ドアなど通行しやすい扉とし、車いす使用者やベビーカー利用者等に配慮した幅を確保する（80cm 以上）。
②建物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する（120cm以上）。
	主要な通路に段差がある場合はスロープを設置するなどして段差を解消する。
③上下移動	2 階以上の建築物には、エレベーターを設置する。
	エレベーターは、障害者が利用しやすい構造とする（十分な広さ、開延長ボタン、車いす使用者対応操作ボタン、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など）。
	階段は、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。
	階段には両側に2段手すりを設け、行先を点字で表示するとともに、手すりの端部は巻き込むようにする。
④トイレ	車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、大型ベッド、着替え台、開閉しやすい扉、わかりやすいボタン配置など）。
	車いす使用者用トイレを複数設置する。車いす使用者用トイレを2箇所以上設置する場合は、左右反転タイプの便座を用意するなど、左麻痺・右麻痺などの利用者に配慮する。
	異性介助や性的マイノリティへの配慮の観点から、男女共用トイレを整備することが望ましい。
	車いす使用者用トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレに広めの個室や乳幼児用設備（ベビーチェアや幼児用便座など）、オストメイト対応設備を設置する。
	車いす使用者用トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、車いす使用者や高齢者等の利用に配慮し、低い位置に設置する。
	壁や手すり等の色にコントラストを設けることにより、弱視者等が空間把握しやすいように配慮する。
	非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。
⑤駐輪場・駐車場	利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。
	出入口に近い場所に十分な広さの障害者用駐車施設（幅350cm 以上）を設置し、わかりやすく標示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。
	後部ドアから車いす使用者の乗降のためのスロープ・リフトの出る車両の利用を考慮し、障害者用駐車施設の後部に奥行き300cm程度の乗降スペースを確保する。

項目	共通の配慮事項
⑥案内設備・情報のバリアフリー	バリアフリー化された経路や非常口、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどの活用・多言語化された大きくわかりやすい案内表示を設ける。
	施設のウェブサイトがある場合は、ウェブアクセシビリティに配慮するとともに、施設案内やバリアフリー設備等の情報提供を行う。
	建築物出入口やトイレ、エレベーター等に音声案内を設置する。また、トイレの配置がわかる触知案内図を設置する。
	エレベーターや車いす使用者用トイレでは、障害者等が優先的に利用できるように配慮する（案内の表示など）。
	病院など順番待ちのある施設では、呼出受信機を導入し、音声と文字情報で案内するなど、聴覚障害者や視覚障害者に対応した呼び出し方法に配慮する。
⑦その他設備	受付や記入台は、車いす使用者が接近しやすい構造とする。
	貸出し用の車いすやベビーカー等を設置し、案内を表示する。
	授乳室やおむつ交換台、ベンチを設置する。
	講演を行うホール等ではヒアリングループを導入し、設備が使える旨を主催者や参加者に周知する。
	講演を行うホール等では、サイトラインが確保された車いす使用者用客席を設け、その横に同伴者用の客席（スペース）を設ける。
⑧人的対応・接遇・ICT 対応	職員による案内やサポートなどの対応を充実する。
	手話対応が可能な職員の配置や遠隔手話等のサービスを活用する。
	音声・文字情報など多様な手段に対応したICTの利用により適切な支援を行う。
	建築物出入口から受付・窓口までの経路に視覚障害者誘導用ブロックを配置し、受付・窓口からは職員が対応するなど、連続的な誘導に配慮する。
	コミュニケーション支援ボードや筆談用具を設け、設置を示す案内を表示する。
	道路に面した敷地内には歩行者が休憩できるベンチの設置を検討する。
⑨教育啓発・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応や障害の社会モデルへの理解について職員の教育を実施する。

● 参考:建築物のバリアフリー化
（高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準より抜粋・作成ほか）

①出入口・敷地内通路

赤枠で囲んだものは、『共通の配慮事項』に設定した基準です。

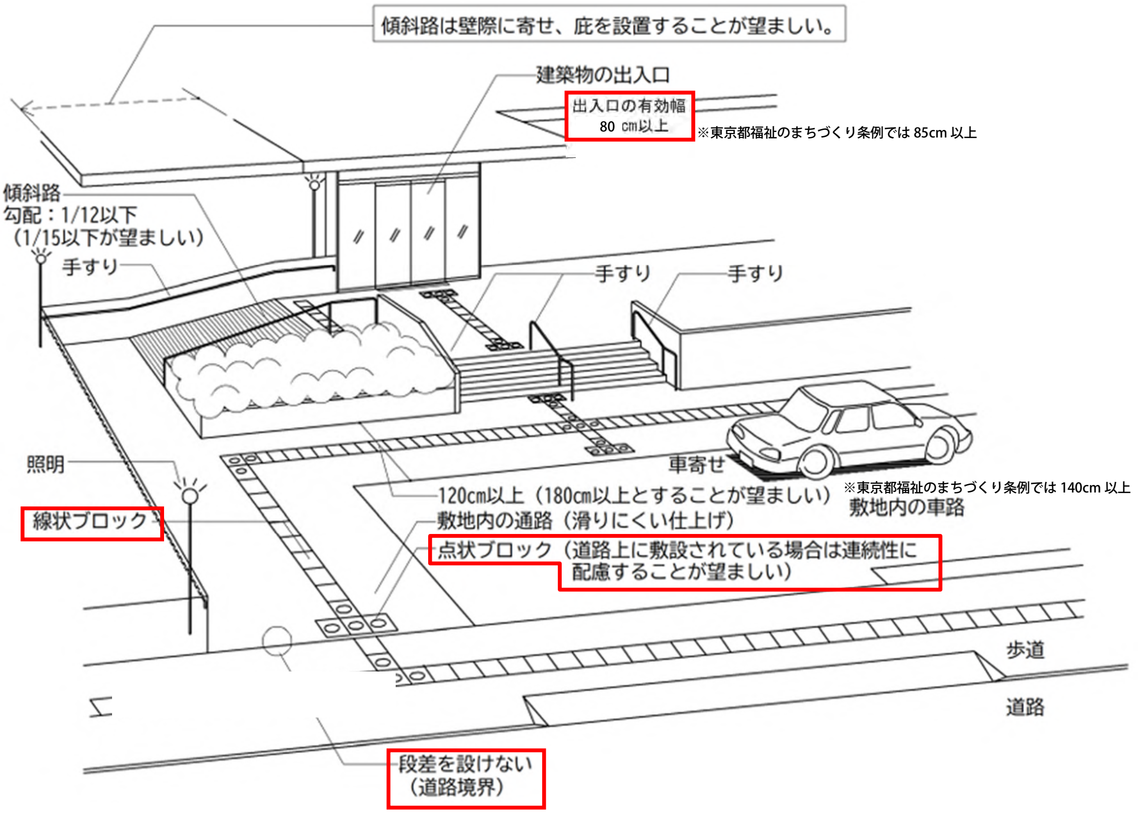

②建物内通路

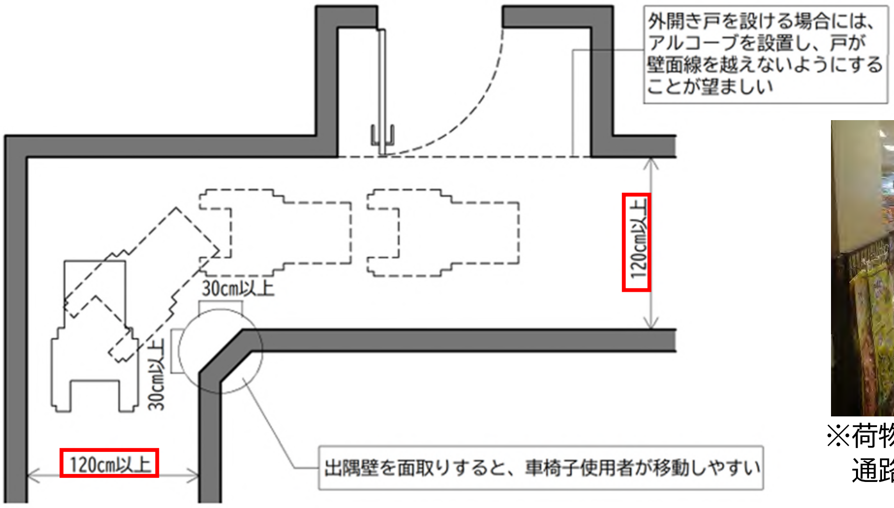

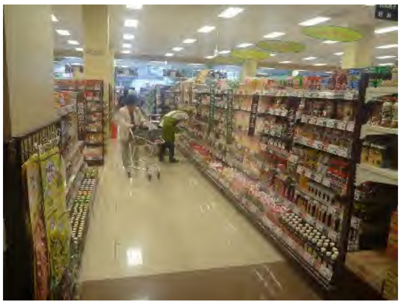

※荷物などを置かず、可能な限り
通路の幅を広くする

③上下移動

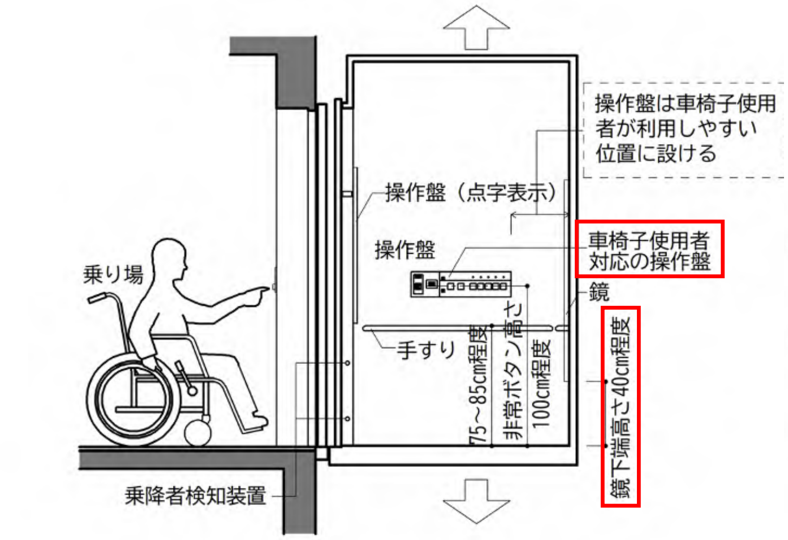
操作盤は車椅子使用
者が利用しやすい
位置に設ける
操作盤（点字表示）
操作盤
車椅子使用者
対応の操作盤
鏡
乗り場
手すり
75～85cm程度
非常ボタン高さ
100cm程度
鏡下端高さ40cm程度
乗降者検知装置

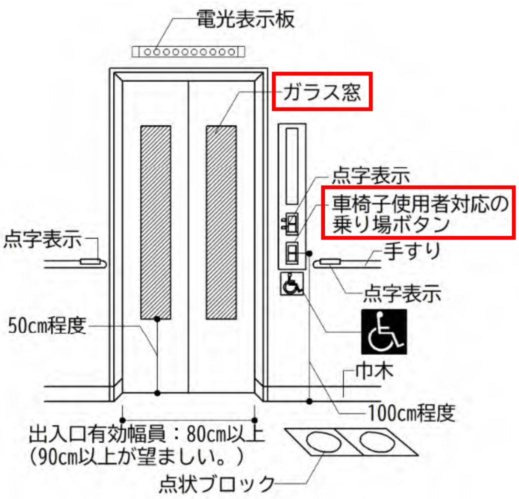
電光表示板
ガラス窓
点字表示
車椅子使用者対応の
乗り場ボタン
手すり
点字表示
点字表示
50cm程度
巾木
100cm程度
出入口有効幅員：80cm以上
（90cm以上が望ましい。）
点状ブロック

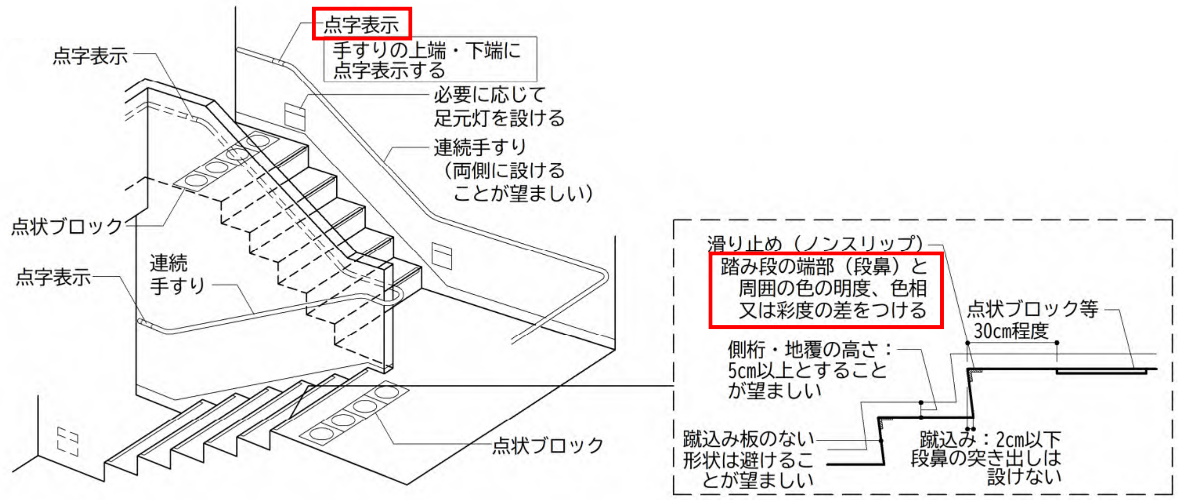
点字表示
手すりの上端・下端に
点字表示する
点字表示
必要に応じて
足元灯を設ける
連続手すり
（両側に設ける
ことが望ましい）
点状ブロック
点字表示
連続
手すり
点状ブロック
滑り止め（ノンスリップ）
踏み段の端部（段鼻）と
周囲の色の明度、色相
又は彩度の差をつける
点状ブロック等
30cm程度
側桁・地覆の高さ：
5cm以上とすること
が望ましい
蹴込み板のない
形状は避けるこ
とが望ましい
蹴込み：2cm以下
段鼻の突き出しは
設けない

④トイレ

トイレの配置例

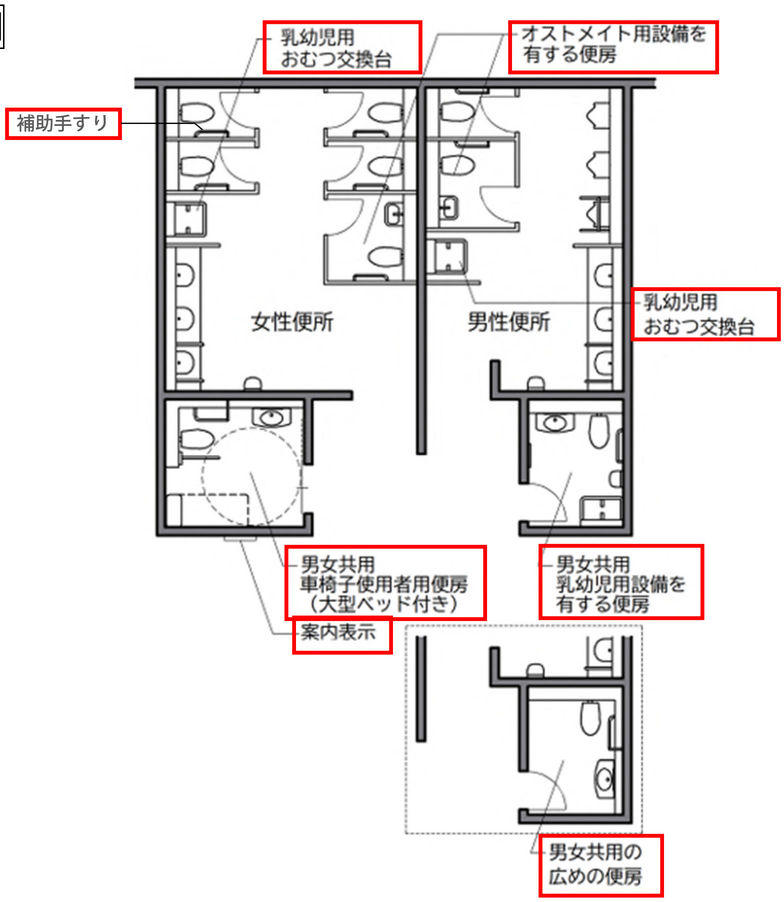

○ボタン等の配置

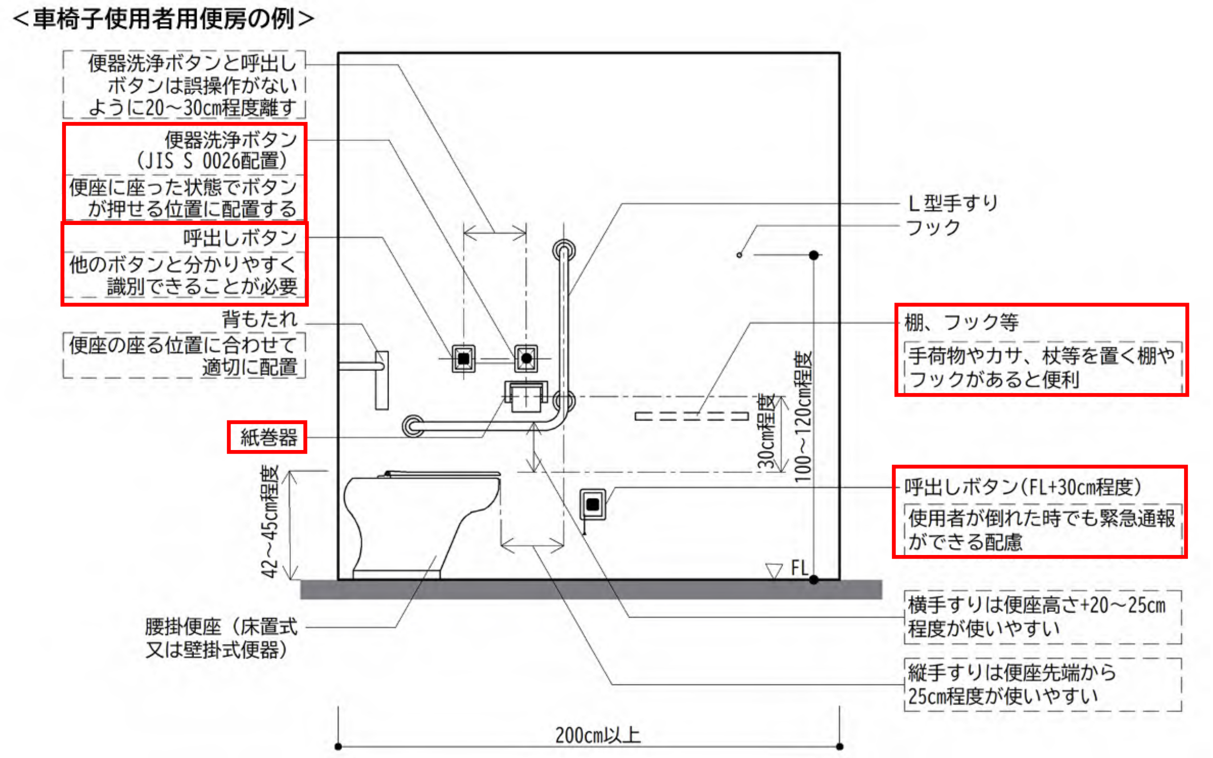

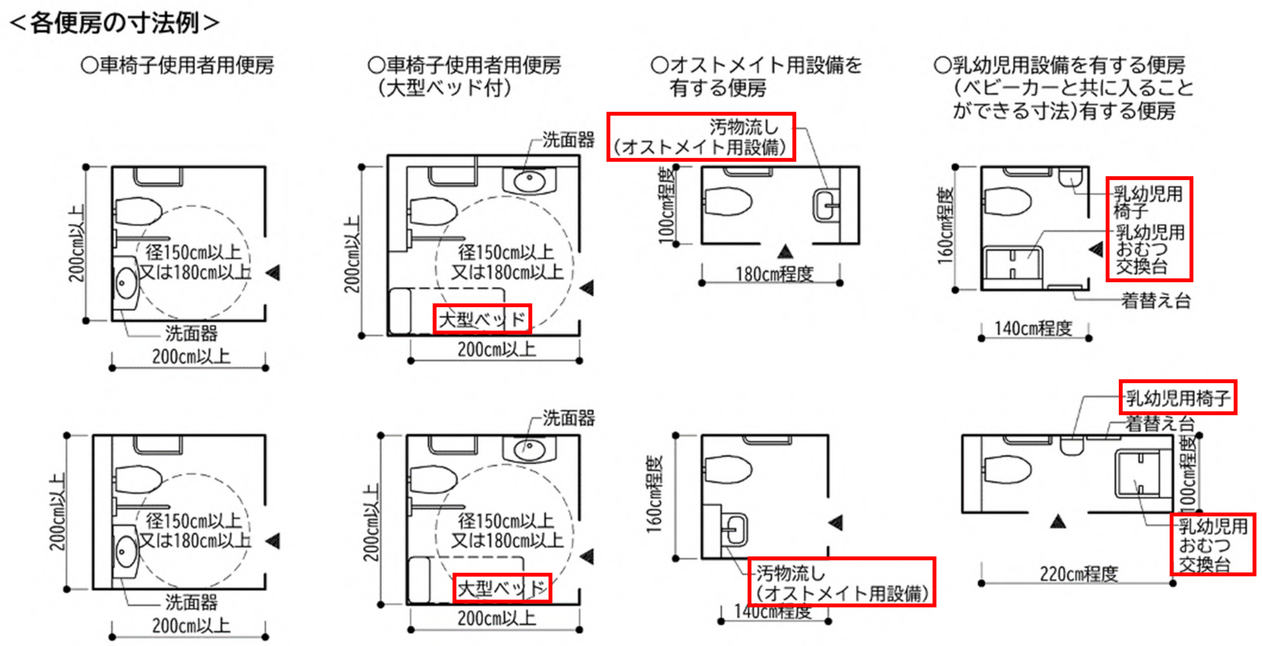

⑤駐輪場・駐車場

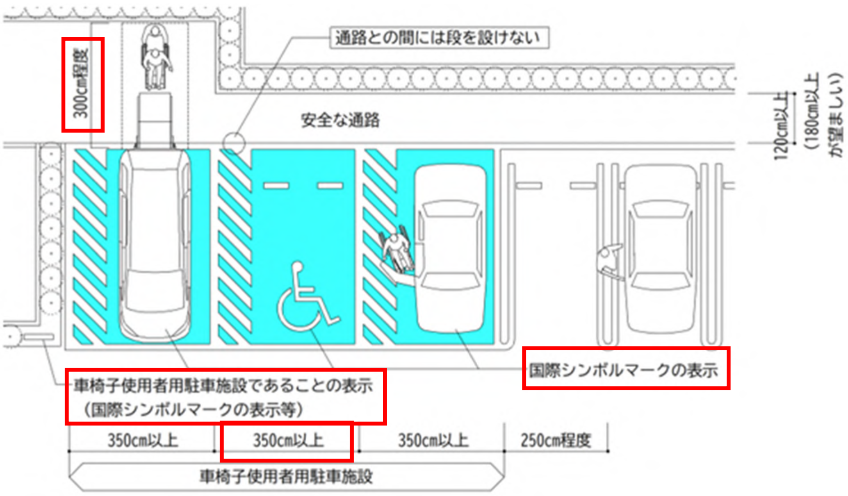

一都三県共同マナーアップ CP ポスター
（2024年度）（都庁総合ホームページより）

⑥案内設備・情報のバリアフリー

ピクトグラムによる案内

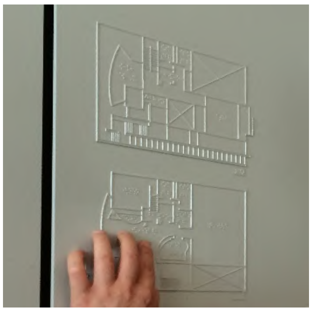

触知図や音声による案内

施設案内やバリアフリー設備等の情報提供

⑦その他設備

窓口・カウンターの例

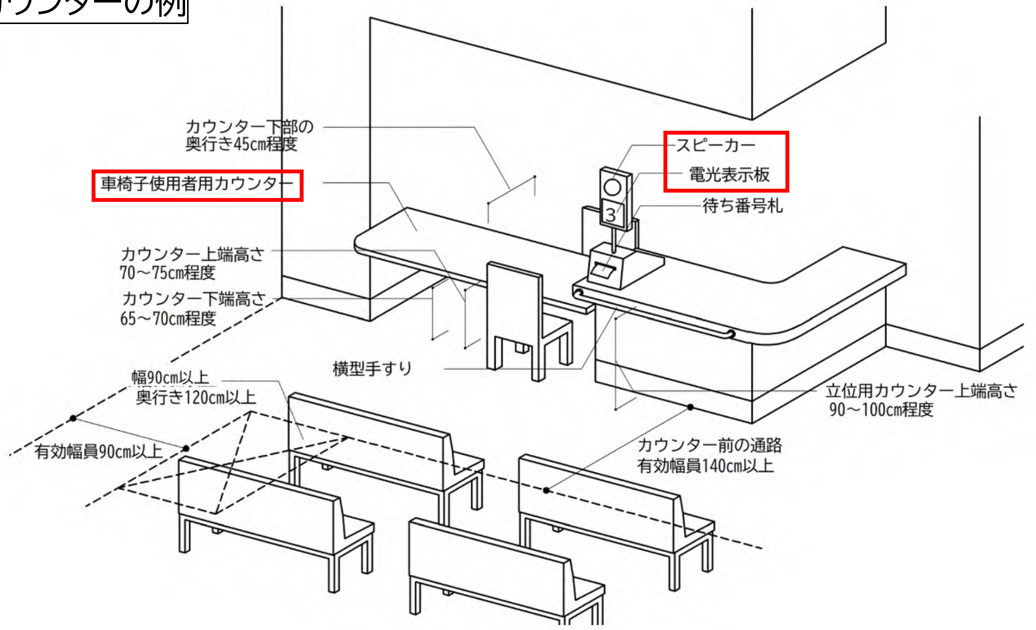

授乳室の配置例

＜様々な機能をもつベビー休憩室の例＞

長椅子や肘掛けのついた椅子が望ましい。
＜解説＞
・肘掛けがあると授乳が楽になる場合がある。（クッションや踏み台等による代替可能）
・長い椅子であれば子供が腰掛けることが可能。
・背もたれがある方が授乳の体勢が安定する。

荷物を置くための台、フックやハンガーを設ける。電動の搾乳機等を利用するための電源があると良い。
＜解説＞
・乳幼児連れは、荷物が多い。

授乳・搾乳のためのスペースには、仕切りを設ける。
＜解説＞
・スペースに余裕があれば、仕切りは、カーテンではなく鍵のついた戸とする方がよい。
・利用者が多く待ちが出る場合等は、個室だけでなく共用の授乳スペースを設けることも有効である。

ベビーカーで授乳・搾乳のためのスペースに入れる方が望ましい。
＜解説＞
・ベビーカーから乳幼児を抱き上げて移動するよりベビーカーごとの移動の方がスムーズ。
・授乳に必要なものをベビーカーに収納しており、近くにおいておきたい。
・荷物（購入した物品等）の盗難防止。

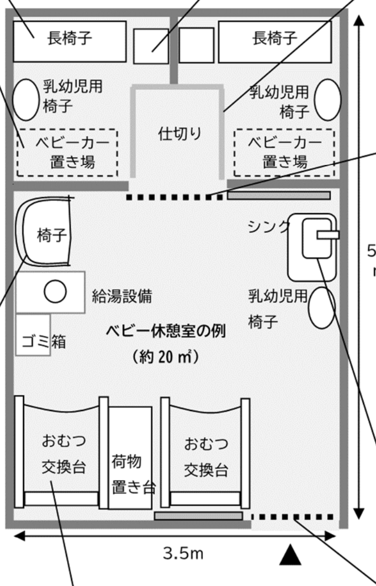

男性が入れない授乳・搾乳のためのスペースを設置する。
＜解説＞
・男性が入れないように戸を設ける。
・「授乳中」や「搾乳中」等の表示ができるようにするなど、内部の使用状況がわかるとよい。
・授乳中に閲覧可能な情報（地域の子育て関連情報）の提供等があるとよい。
・1以上のスペースは、車椅子使用者が利用できるものとすることが望ましい。

共用スペースに椅子を設置する。
＜解説＞
・人工乳を与える際に男性でも利用が可能となる。
・哺乳びんを置く台等があると便利。
・離乳食を食べさせたりするための子供用椅子があるとよい。

シンクを設置する。
＜解説＞
・ハンドソープやペーパータオルを設置することが望ましい。
・洗浄した哺乳瓶や搾乳機等を置くスペースを広くする。

自販機等
・おむつやおしりふき、液体ミルク、離乳食等の自動販売機があると便利。
・ジュース等の自動販売機や冷水器等があると、ミルクを飲まない子供や授乳中で水分を多く必要とする母親にとって有効。
・冷水器は、調乳時、お湯に溶かした粉ミルクを冷やす際にも有効。
・離乳食を温めるための電子レンジがあると便利。

おむつ交換台をニーズに合わせて設置する。
＜解説＞
・利用ニーズに合わせた台数を設置する。
・広さにゆとりがあれば、トレーニングパンツ用（立った状態でおむつ替えが可能な高さが低い台）もあるとよい。
・おむつゴミはにおわないように工夫する。おむつ用のゴミ箱を設けるほか、普通のゴミ箱も設置することが望ましい。
・衛生面に配慮し、使い捨てのおむつ替えシート等があるとよい。
・複数の乳幼児用おむつ交換台を設ける場合には、車椅子使用者が利用できるものを1以上設ける。

出入口
・引き戸にするとともに、内部の様子がわかるようにする。
・内部の設備配置等の状況、男女の入室可否等を図記号（ピクトグラム）と文字の併記によりわかりやすく表示する。

車いす使用者用客席の配置例

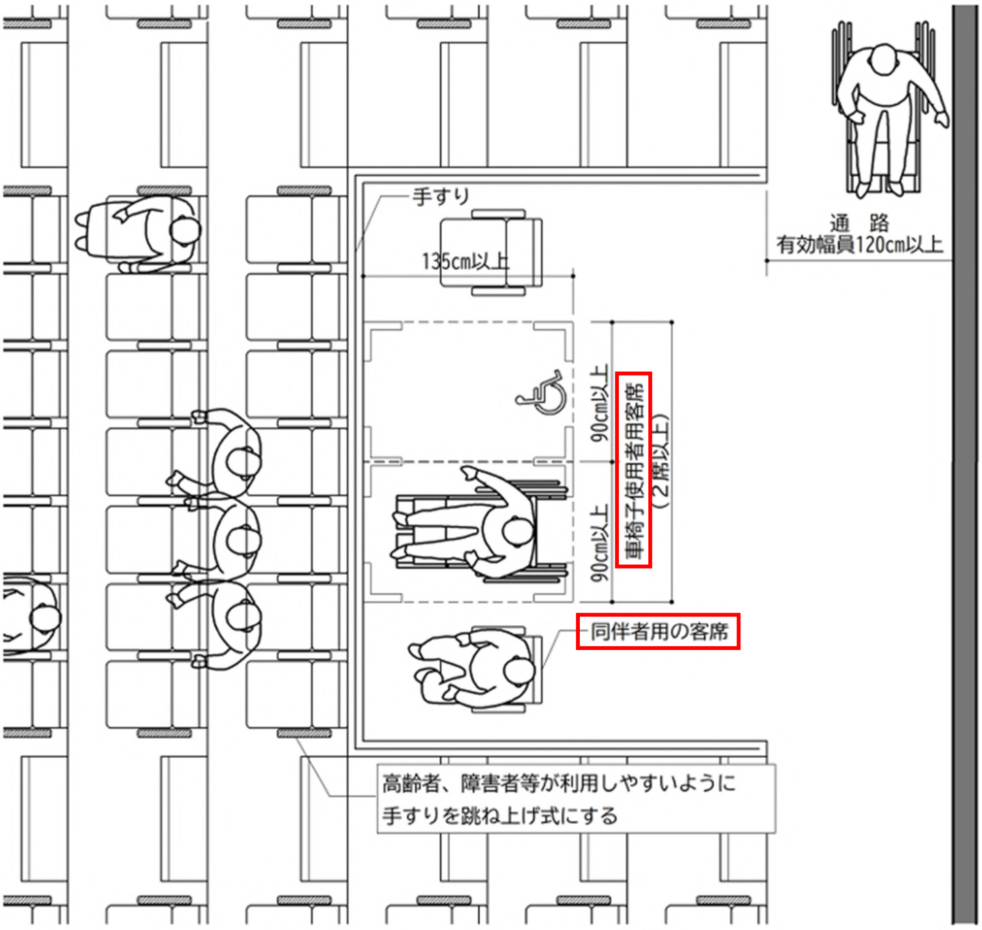

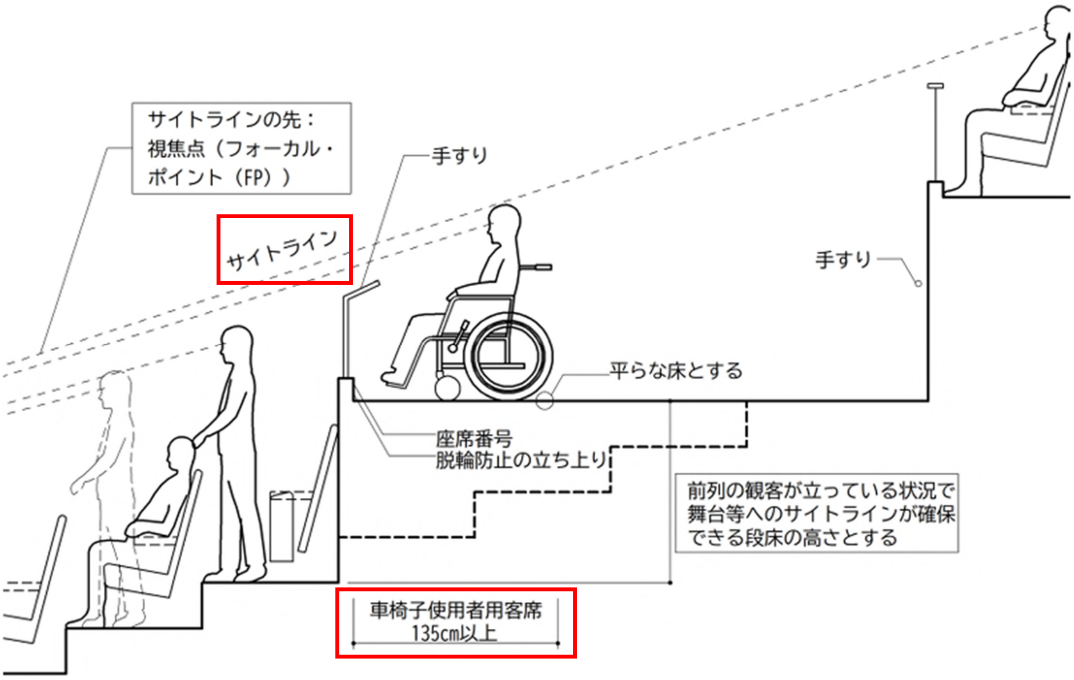

⑧人的対応・接遇・ICT 対応

耳マーク・筆談用具・
卓上型対話支援機器

コミュニケーション支援ボード
（公益財団法人明治安田こころの健康財団より）

音声を文字に、外国語も翻訳できる
機能がある透明ディスプレイ

建築物出入口から案内施設への視覚
障害者誘導用ブロックの連続設置・
総合案内（人による対応）

5.2.5　都市公園の移動等円滑化

項目	共通の配慮事項
①出入口	敷地境界(道路等と公園敷地)に通行の支障となる段差や勾配を設けない。
	車いす使用者やベビーカー利用者等が通るのに十分な出入口幅を確保する(90cm 以上)。
	歩道上から出入口、主要な施設まで連続し、輝度比が確保された視覚障害者誘導用ブロックを設置する。
②園路	主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい路面とする。
	主要な園路には段差を設けない。
	主要な園路は車いす使用者等が通るのに十分な通路幅を確保する(120cm 以上)。
③トイレ	車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する(十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、大型ベッド、着替え台、開閉しやすい扉、わかりやすいボタン配置など)。
	車いす使用者用トイレを2箇所以上設置する場合は、左右反転タイプの便座を用意するなど、左麻痺・右麻痺などの利用者に配慮する。
	異性介助や性的マイノリティへの配慮の観点から、男女共用トイレを整備することが望ましい。
	車いす使用者用トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレに広めの個室や乳幼児用設備(ベビーチェアや幼児用便座など)、オストメイト対応設備を設置する。
	車いす使用者用トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、車いす使用者や高齢者等の利用に配慮し、低い位置に設置する。
	壁や手すり等の色にコントラストを設けることにより、弱視者等が空間把握しやすいように配慮する。
④休憩施設	日陰を確保したり、ベンチ等の休憩施設を設置する。
	車いす使用者等が利用しやすい構造の水飲み場を設置する。
⑤駐輪場・駐車場	出入口に近い場所に十分な広さの障害者用駐車施設(幅350cm 以上)を設置し、わかりやすく標示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。
	後部ドアから車いす使用者の乗降のためのスロープ・リフトの出る車両の利用を考慮し、障害者用駐車施設の後部に奥行き300cm 程度の乗降スペースを確保する。
⑥案内設備・情報のバリアフリー	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設ける(必要に応じて点字表示・音声案内・多言語化など)。
	施設のウェブサイトがある場合は、ウェブアクセシビリティに配慮するとともに、施設案内やバリアフリー設備等の情報提供を行う。
⑦維持管理	園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。
	利用者の駐輪が、出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。

項目	共通の配慮事項
⑧その他設備	庭園など文化的景観を有する公園では、可能な範囲で園路等のバリアフリー化に努めるとともに、整備が難しい場合には案内などによる情報提供を充実する。
	避難場所に指定されている場合は、音声放送設備だけでなく電光掲示等による文字情報の提供設備の設置にも配慮する。
⑨人的対応・**接遇・ICT 対応**〔管理事務所がある場合〕	職員による案内やサポート、悪路に対応した車いすの貸出などの対応を充実する。
	手話対応が可能な職員の配置や遠隔手話等のサービスを活用する。
	音声・文字情報など多様な手段に対応した ICT の利用により適切な支援を行う。
	コミュニケーション支援ボードや筆談用具を設け、設置を示す案内を表示する。
⑩**教育啓発**・心のバリアフリー〔管理事務所がある場合〕	多様な利用者への適切な対応や**障害の社会モデルへの理解**について職員の教育を実施する。

● 参考：都市公園のバリアフリー化（国土交通省資料）

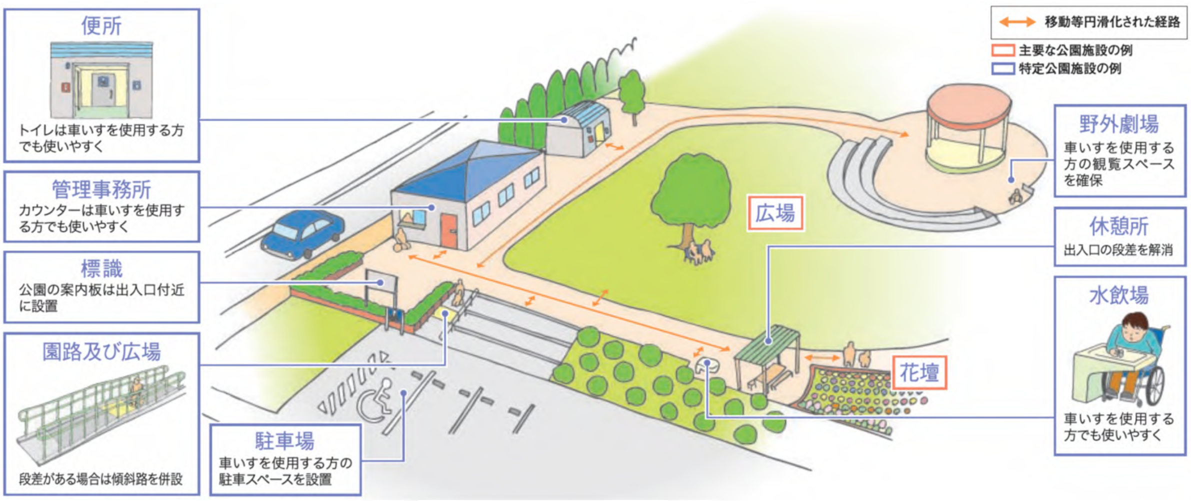

車いすが通行可能なルートを示した
案内板

休憩施設（ベンチの設置）